

請願第 7 号



令和5年10月6日

盛岡市議会議長 様

紹介議員

豊村 徹也

住所

岩手県盛岡市

氏名 政策立案有志市民会 安部茂樹



連絡先

インフォームド・コンセント理解増進条例等の制定を市に求める請願

#### 請願 趣旨

医療現場において、医療従事者に実施を求められているインフォームド・コンセントについて、受益者である市民が十分に理解しているとは言えません。

理由として考えられる事柄の一部は以下のとおりです。

- (1) 医療知識の不足：医療従事者以外の一般の市民は、医療に関する知識が不十分であることが多く、医療用語や専門用語などの理解が難しいことや、医療に関する情報を適切に解釈したりすることができないことがあるため、インフォームド・コンセントの重要性や必要性の理解が難しい場合が少なくありません。また、年齢・学歴によっても知識は相違します。
- (2) コミュニケーションの問題：医療従事者は、患者とのコミュニケーションにおいて、適切な説明や情報提供、質問への返答など、患者が理解できるようなコミュニケーションを行える訓練を受けています。しかし、一般の市民は、このようなスキルを訓練されていないため、適切なコミュニケーションが行えないことで、治療ごとに異なるインフォームド・コンセントの適正性の判断が困難です。また、患者は立場が弱く、意思伝達が困難です。
- (3) 学習意欲の低さ：一般の市民にとって、医療に関する情報を学ぶことは、それほど意欲のあるものではない可能性があります。医療情報を学ぶには、時間と努力が必要であり、また、医療（医療行為、医薬品、検査の評価など）に関する関心が低い場合は、学ぶ意欲が低下してしまい、結果的にインフォームド・コンセントへの理解が進まない傾向にあります。
- (4) 信頼の問題：一般の市民にとって、医療従事者は、権威的であると同時に、信頼性が高い存在であることが多く、その言葉に対しては、疑いを持たずに信じ込んでしまう傾向があるため、自分自身で医療情報を調べたり、説明の正否に関して疑問を持ったりすることが少ないと考えられます。

以上により、インフォームド・コンセントの理解不足による不利益を被る対象は、医療サービスを受ける全市民であり、一部の少数者を除き、理解増進対策は公共性が極めて高い政策だと言えます。また、インフォームド・コンセントへの理解が乏しければ、受益者側の自己決定権を侵害する観点から、本来認められていないインフォームド・コンセント未実施の臨床実態について、当事者ですら気づかない状況にあると言えます。

よって、医療の受益者である市民が本来実施されるべきインフォームド・コンセントに対する無知、無理解に起因する権利侵害を防ぐため、以下の項目について請願します。

#### 請願 事項

市は、インフォームド・コンセント理解増進条例制定等（規則含む）を制定すること。